第9回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 議事録

平成25年12月11日(水)19:00~21:09 あんさんぶる荻窪4階第1~3教室 構成員出席者16名

事務局A: お待たせいたしました。ただいまから杉並区における地上部街路に関する 話し合いの会を開会します。

本日は夜分お忙しい中、ご出席くださいましてありがとうございます。事務局を担当いたします東京都都市整備局外かく環状道路係の事務局Aと申します。よろしくお願いいたします。

初めに注意事項を説明いたします。携帯電話はマナーモードにするか電源 をお切りいただきますようお願いいたします。

会議中は進行の妨げになりますので、私語や拍手をご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、会議中の撮影についてもご遠慮ください。

報道関係のカメラ撮影につきましては、この後の資料確認が終わるまでと させていただきます。

本日の話し合いの会は議事録を作成するために録音を行っております。マイクを使わないで発言された場合、録音できない可能性がございます。発言する際は挙手をして、司会者からの指名後、マイクを使って発言してくださいますようお願いいたします。

なお、ご発言の際にはご着席のままでお話しください。

最後に、本日の終了時刻は午後9時を予定しておりますのでご協力をお願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。今回もこれまでと同様に構成員の 皆様には、既に配付させていただいていた資料については当日お持ちいただ くこととなっております。本日は次第の右端に明記されている資料を使用す る予定です。資料が不足している場合にはお近くの担当までお知らせくださ い。

それでは資料確認は以上です。報道関係のカメラ撮影につきましてはここで終了とさせていただきます。

それでは、ここからの議事進行は司会者にお願いしたいと思います。司会者、お願いいたします。

司会: よろしくお願いいたします。この前も私、申し上げたのですけれども、この会は何か決める会ということではなくて、さまざまな意見を自由に忌憚な

く出していただくという話し合いの場であるというふうに考えております。 そういう場にするという責任は私がもちろん多く負っているわけですけれど も、特に傍聴の方にお願いしたいのですが、そういうような雰囲気、つまり、 いろんな意見を出せるような雰囲気をぜひつくっていただきたいと思います。 ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、まず、本日の進め方について事務局から説明をお願いいたしま す。

事務局A: お手元の次第をご覧ください。まず、次第2では、第7回、第8回の議事録と議事要旨の確認を行い、次第3では、前回からの持ち越し事項として、次第に記載されている項目について国土交通省及び東京都から説明をさせていただきます。

次に、次第4では、第4回から第7回までに構成員の皆様からいただいた ご意見カード、及び第8回以降にいただいたご意見カードなどについて東京 都から回答を行い、まとめて質疑応答を行います。

次第5では、前回からの引き続きとして、各構成員の皆様に地上部街路に 関する意見を述べていただきたいと考えております。一人一人ご発言いただ き、時間は5分を目安にお願いいたします。

次に、次第6では、最初に構成員Mさんからご提出いただいた資料を説明していただき、次に杉並地域に関する現状・課題データ集について東京都から修正箇所の補足説明などを行い、続いて整備効果についてご説明いたします。

その後、構成員Cさん、構成員Oさん、構成員Aさんからご提出いただい た資料の説明を行っていただき、まとめて質疑応答を行います。

次に、次第7では、構成員Aさんからご提出いただいた資料を説明していただきます。

以上になります。

司会: それでは、まず次第の2ということで、議事録・議事要旨の確認ですが、 今回、次第の5がメーンの場になると思います。ですから、次第の5の各構 成員からの意見というところをぜひ8時までにやりたいと思っておりますの で、よろしくお願いいたします。

それで、議事録・議事要旨の確認ですが、事務局から説明をお願いします。 事務局A: 第7回、第8回の議事録と議事要旨について確認させていただきます。資料8-1、8-2、9-1、9-2をご覧ください。資料8-1、8-2については、前回の第8回の話し合いの会の際にも、都の説明は騒然としている中での説明だったため、全然聞こえなかった、内容はほとんど理解できなかったなど多数のご意見をいただきました。こうしたことから、資料8-1 の議事録では、22ページから27ページ、資料8-2では5ページと6ページに注釈を追記いたしました。また、資料9-1、9-2については、皆様に事前に内容をご確認いただき、修正のご指示に基づき修正いたしました。本日ご確認をいただければ、「案」を取って公表させていただければと思います。

司会: 議事録・議事要旨について説明がありましたけれども、よろしいでしょうか。 何かありますか。構成員Mさん。

構成員M: 第7回の議事録についてちょっと意見があるんですけれども、第8回にいわゆる安西発言に関して佐久間課長から遺憾の意の表明があったんですけれども、安西さんから一言もないんですよね。それで、これはさっき司会者もおっしゃったように、話し合いの会ですから、話し合いの会を否定するような発言というのはやっぱり僕はまずいと思うので、一言、遺憾の意を表されるか、もしくは私は優秀な官僚なんだから、上司からの命令によって仕方がなく、命令に忠実に12分間しゃべったというか、どっちかをやっていただきたいと希望します。

司会: では、佐久間さん。

佐久間: 佐久間です。前回、私のほうから第7回のときに混乱があったことについては大変申し訳なかったと、会の運営に関して混乱を生じたことについては申し訳なかったということは申し上げさせていただいたんですが、当然、私が申したというのは、部下の安西も含めて組織として私は申し上げたつもりでいますので、そういった意味では安西も私も同じ気持ちで今後一生懸命取り組んでいきたいという思いでございますので、その辺については何卒ご理解のほどお願いしたいと思います。

司会: それでは、議事録・議事要旨について。構成員Mさん。

構成員M: 大変しつこくて申し訳ないんですけれども、「課長の意見と同じでございます」でもいいから言っていただかないと、示しがつかないと思うんです。この間、僕は事前の会のときに、安西さんに水野参事官に似てる、もっと悪いと言ったら、そんなことを言わないでくれとおっしゃったけれども、もっと悪い例を言うと、アイヒマンが全部ユダヤ人を虐殺したのは、あれは上司の命令だからやったんだと言って、最後まで悪かったと言っていないんですね、あの人は。だから、アイヒマンにならないように、ちょっと一言おっしゃっていただいたほうが、すっきり次に進めるんじゃないかと思うんですけど。

司会: 客観的に謝るとか謝らないとかというのは適切かどうかなという気もちょっといたしますけれども。安西さん。

安西: 私も前回の話し合いの会で、佐久間から謝罪を申し上げたところですが、

全く同じ気持ちであり、私も深く認識しておりますので、今後、皆様のご意 見をしっかりとお聞きできるよう、ご質問の趣旨に沿った説明とか、そうい ったものを心がけて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいた します。

司会: それでは、議事録・議事要旨に関してはよろしいでしょうか。構成員Mさん、議事録ですね。

構成員M: 7回目は結構でございます。8回目に関して、この場合は席上ですから、そのまま実名を言っていいと思うんですけれども、構成員 I さんが発言している最中に、構成員 G さんからそれを妨害する発言があったんです。たまたまそれは司会者が構成員 G さんを指していたのは議事録で確認しているんですが、マイクは持っていなかったはずなんですね。これは感想にも書いたけれども、これについては佐久間さんから構成員 I さんに注意がありましたよね。あれは間違えた注意だと思いますので、理解してほしいんです。というのは、これは言っちゃ悪いんですが、話し合いの会だ、話し合いの会だと言ってるけれども、構成員 G さんは事前の会であろうが、第7回であろうが、第8回であろうが、必ず誰かの発言中にやめろやめろと言って、言うだけ言ったら帰っちゃうんですね。もし、それが違うというなら、議事録を指摘しますけれども、それは話し合いの否定であって、やっぱり発言しているときは司会者はちゃんと見ていて、発言者の趣旨がよく理解して、答弁が終わったかどうか確認してから次の人を指名してもらわなければね。希望です。

司会: わかりました。では、議事録に関してはよろしいですね。ほかにご意見ありますか、議事録に関して。

それでは、次第の3に参ります。前回からの持ち越し事項ですね。国土交通省と東京都から説明をしていただくということがあったと思います。それでは、まず最初に、前回からの引き続きとして外環の地上部街路を事業認可した理由の説明を国土交通省のほうからお願いいたします。

大畑: 国土交通省でございます。まず、大泉ジャンクション周辺の約1キロの区間を事業認可した理由というところでございますけれども、まず、こちらの1キロ区間につきましては、平成24年の7月18日に東京都から関東地方整備局長に対して都市計画事業の認可申請がなされました。そちらのほうを申請書類等を関東地方整備局、国のほうで審査をして、認可を得たというところでございますけれども、その国のほうで申請書類等を受け取って、そのあと、どのような要件といいますか、で審査等をしたのかという観点をお答えすれば、理由になるのかなというふうに思いますので、都市計画事業の認可の要件を説明させていただきます。

まず、上がってきた申請書類等を都市計画法の中の規定で認可の申請手続

が法令に違反しないことですとか、記載されている事業の内容が都市計画に 適合し、かつ、事業施行期間が適切である、要するに、いつからいつまでと いう、そのような期間が適切であるということ、それから事業の施行に関し て行政機関の免許、許可・認可等の処分、要するに都市計画事業の認可申請 以外の認可ですとか処分等が必要とする場合において、それらの処分があっ たこと、またはこれらの処分がなされることが確実であることといった各要 件、そういった要件に適合するかというところを審査いたしました。その審 査の結果、認可することが適当と認められたため、9月27日、これは告示日 でございますけれども、に認可されたものと聞いてございます。

司会: それでは、東京都のほうからお願いいたします。安西さん。

安西: 引き続きまして、事業認可区間における移転戸数の説明ということで説明 を。

構成員M: ちょっと待って。ちょっと待って。個々にやりましょう。

構成員O: ちょっと待って。1個ずつやってくださいよ。

司会: 構成員 I さん。

構成員 I: この間、大畑さんに私が理由を聞いたときに、何でこうなのに認可したんだと言った中に、道路というのは、部分だけではなくて、ある一定区間で道路としての効用を発揮するのが確実だというのがなければ、事業として成り立たないわけですよ。そこについて、何で話し合いの会を続けていてやるかやらないかというのは、3択になっていたわけですね。廃止するか、縮小するか、現道のままでやるか、これを話し合いで決めましょうということになっていましたから、あの計画どおりやるということには決まっていなかったわけですよ。だから、これからどうなるかわからない。だから、道路として一定の区間ができるという見込みがないのに、1キロだけ認可するのはおかしいんじゃないかと言ったことに対しては何も答えてないんです。それをお願いします。

大畑: 話し合いの会が継続中で、どうなるかわからないというご指摘は、杉並以 南のお話であって、今回、私がご説明申し上げたのは、あくまで大泉の練馬 の1キロ区間のお話でございます。

構成員 I: だから、その1キロを含めて、都市計画道路としての効用を発揮する区間について、事業を実現する見込みがあったんですかということですよ。全部世田谷までではなくて。じゃ、認可図面、添付図面があるんじゃないですか。どんな図面なんですか。図面の前に、今の1キロを認可する以外に、ある程度、相当区間がないと、道路としての効用が発揮できないんです。それについて実現の見込みはあったんですか。なければ、認可するのはおかしいでしょう。それを僕は何度も聞いてるんだけど。

大畑: あくまで我々は認可権者でございまして、全体ネットワークですとか、そういったものの効用ですとかをもって認可、不認可という観点ではなくて、 先ほど申し上げましたとおり、あくまで上がってきた申請の書かれている事業、内容を見まして、申請手続が法令に違反しないことですとか、都市計画に適合しているかとか、事業の施行期間が適切であるかというところをもって認可というか審査をしてございますので、そういった観点で審査をしている、していないというところではないんです。

構成員 I: 多分、大畑さんは優秀だと思うので、わかっていると思うんですよ。わかっていて、わからないふりをしていると思うんだけど、それは卑怯だと思うんだね。僕の言ったことはわかるでしょう、言っている意味が。都市計画事業というのは、事業の実現が確実であるということが認可要件に入っているじゃないですか。確実じゃないよ、だって。1キロだけできてもしようがないところなんです。それを何度も言ってるんで、あなたはわかっていると思うんだよな、どう考えても。そんなことはちゃんと、ギブアップならギブアップで、しっかり答えてください。同じことを繰り返しても、壊れたレコードみたいに、だめだよ、そんなのは。英語でサウンライクア・ブロークンレコードと言うらしいんだけど、だめですよ。ちゃんと答えてください、僕の質問に。質問というか指摘に対して。

構成員T: 言っていること、判らないの?

大畑: すみません。繰り返しになりますけれども、あくまでも我々は認可する側でございまして、1キロ区間で事業が上がってきた、申請書類等が。ですが、 先ほど図面はというご指摘がありましたけれども、当然、図面はこの1キロ 区間のものです。それで上がってきた1キロ区間の事業内容に対して審査を したものでございますので、まず、この1キロ区間の事業の、先ほど申し上 げました要件に合致しているかというところを審査したものです。

構成員T: 今、外環での話し合いをやってんじゃないの。1kmでないのよ。

司会: 安西さん、いいですか。

安西:

構成員M: いや、安西さんは関係ないでしょう。安西さんは国かい。

司会: いや、先に手を挙げておられました。答えてください。

私どもの課では、区市さんが道路をつくるときに事業認可をするという仕事も受け持っている関係で、ちょっと事業認可のことについてお話をさせていただくと、都市計画事業の事業の単位というのは、例えば外環の2、9キロですけれども、1キロの単位で十分事業の効果が出れば、それで認可を下ろすということはよくあることでございまして、例えば交差点の改良などを事業認可を取得して実施しているということもケースとしてはございます。ですので、全線9キロをやるという話ではなくて、あくまでも1キロの区間

で効果があるというところで事業認可を下ろすということは一般的にあることでございます。ですので、残りの区間は、今、話し合いの途中だということでございます。

司会: 構成員 I さん。

構成員 I: それはそれで1つの感じ方というか、言い訳にはなるんだけれども、多分 それは認可権者の判断で、一部というけれども、全体のネットワークの一部 だけれども、時間はかかっても道路として当初の計画どおりの効用を発揮で きる区間については実現の見込みがあると判断したはずなんですよ。そうで なければ、そういうのは越権だね。特に事業認可というのは大きいんですよ、 都市計画決定に比べると。それで、大畑さんとか安西さんというのは所有権 の本質というのはどういうことか知っていますか。わからなければ言います けどね。

安西: ちょっと試されている感じですね。所有権というのは、使用収益処分する ことが、その人の権利でできるということだと思います。

構成員 I: 大体合ってるんだけど、正確に言いますと、処分の自由ということなんですよ。要するに、煮て食おうと、焼いて食おうと、所有者の自由にできるというのが所有権の本質なんだよね。本質というものの定義は、そのものがなくなれば、そのものでなくなるというのが本質の定義だと哲学者が言ってるでしょう。だから、所有権というのは処分の自由、自分で好きなようにできるという、ものすごい強い権利なんですよ。それを事業認可することによって、その所有権を収奪できるということですよね。都市計画決定とは全然違うんですよ。そういう強い権限を事業認可によって与えられる、そういう権限を与えたわけですよ、国交省は。そのときに、もう少し真剣に、そういう大それたことと言ったら変だけれども、そういうことをやるということを判断しなきゃいけないので、だから、確実に人の強い権限を奪ってまでできるという権利を与えるのであれば、ちゃんと一定の効用を発揮するだけの区間ができる見込みがあったんですかと僕は聞いたんですよ。それに全然答えていないでしょう。同じ答えでさ。そう思いませんか。

大体、大畑さん、民法1条の3項に何て書いてある。権利の濫用はこれを許さないと書いてある。今のは権利の濫用じゃないの。もっと慎重に審査して、出すか、出さないか。事業ができるかどうかわからないのに、認めるなんておかしいですよ。しかも、認めることによって、認可することによって所有権を収奪できるんですよ。収用手続はあるけどね。そういったことをやってるんですよ。それであんないい加減な答えではだめでしょう。

司会: 構成員 O さん。

構成員O: 私は半年前に、先ほど申請された7月18日に申請書が出たと言われました

ね。この申請書がどういう内容で出されたのか知りたくて、開示請求しました。それでそれを読みます。今、ここに持っています。私は今日の朝まで、練馬1キロ区間にだけ、その事業についてだけ認可されたんだと思っていたんです。ところが、よく読むと、違うなと感じたのです。安西さんが今いろいろ話しされたこともこれには全然触れていないんです。

ちょっと簡単に、5、6行ですから読みます。申請の理由というのがありまして、その前にイ、東京都都市計画道路幹線街路外郭環状線2とあります。タイトルがこれです。ロ、申請の理由。本路線は世田谷区何々から練馬区大泉これこれに至る計画延長約9.0キロメートルの都市計画道路であり、都内の都市計画ネットワークの一部として、区部、多摩部の境を南北に連絡する幹線道路である。本整備により、外環道や関越道インター、目白通りへアクセスが向上するなど、本地域の南北道路ネットワークが強化されるとともに、歩道や緑地帯の整備により、良好な都市環境が創出される。また、延焼遮断帯としても地域の防災性向上に寄与する。なお、本事業は都道として整備するものであり、東京都事業として認可を受けるものである。とあるのです。

私は申請の理由に、先ほどあった9.0キロのうち、1キロについて申請するという文章かと思ったら、この申請の理由は、外環の2全体、9キロにわたっての申請理由が上がってるんですよ。ですから、皆さん、練馬や武蔵野、杉並も対象にした9.0キロという範囲を含めて申請理由が書いてあるんです。先ほど安西さんが得々としてしゃべった、特殊な交差点がどうの、あんなのは全然書いてないんです。外環の1キロにわたっての、そういう範囲での審査をしたという、大畑さんの説明と異なるのです。ただし、これの施行者の事業名は外環の2だけれども、その下に事業計画と事業地というのがあって、そこに今回はこれこれの区間の1キロメートルだということが書いてあるんです。

でも、これは私からすると、末梢的なことで、要は、タイトルとして外環の2という事業についてお墨付きを与えたなというふうに、今朝10時ごろ気がついたんです。ですから、これは私は今日の朝10時までは練馬の外環の2のうちの1キロ、これの区間に限っての認可だと思っていたんですね。ところが、これを読むと、東京都のほうは1キロメートルについてはこういう事情があって、どうしても進めなきゃいけない理由があるんだと。その理由を聞いてくれと。だから1キロメートルだけ先に判こを押してくれと、こういう書類だと思ったのです。そのかわり、早く始めて早く終わると。ところが良く見たら、完了時期は平成33年3月、オリンピックが終わってから完成すると書いてあるんですよ。スタートだけ早くしろと言ってるわけですね。こういうような申請書になってるんです。

ですから、私が聞きたいのは、今でもわからないのは、例えば、これから 杉並区がやることになりますね。尺取り虫がだんだん下りてきます。そのと きには、杉並、ああ、認可をもらってるよという話になるのか、あるいは同 じ書類をもう1回、認可申請書として、事業地が別だから改めて出すのか、 それをちょっと確認したかったんですけど、だけど、何でこれに練馬の9キ ロのうち1キロだけについて、こういう必要がこれから論議されますけど、 何で1キロだけ急がなきゃいけないんだという理由は何も書いていませんよ ね。おかしいんじゃないですか。

これを見ると、9キロについてやりたいというトータルの話しか出ていないんです。急ぐ理由は何もない。きょうは非常に楽しみにしていますけれども、これから次から次から、1km問題についての質疑応答があると思うんですけど、今まで東京都に何回聞いても、その理由は答えになっていない。ああ、これじゃなっていないわけだなと思いました。

今の質問について言うと、この申請の理由。内容は、1キロ区間についてお願いしますというんじゃなくて、9キロについてということのお願いが出ていると思います。ただし、別枠で事業地というのがあって、それに1キロと書いてあるんです。だけど、申請の理由には何も書いていません。どういうことなんでしょう

司会: 安西さん。

安西: ただいまO構成員からお話のあった話で、申請の理由の中に、外環の2というのは9キロの都市計画道路であると。都市計画道路のネットワークの一部として計画されているという話が書いてあって、そのあとに外環道や関越道インター、目白通りへのアクセスが向上するなどというコメントがある。これは9キロのことを指しているんじゃないかというご指摘だったかと思います。

最初の外環の2の都市計画道路の9キロ、都市計画道路のネットワークの一部であるというご説明は、外環の2の都市計画道路としての説明をしたものでございまして、今まで我々も外環の地上部街路というのは、都内の都市計画道路のネットワークの一部として計画されていますというふうにお話しさせていただいたかと思うんですが、それと同じ内容が書いてあるということでございます。

2段落目の外環道や関越道インター、目白通りへのアクセス性が向上するなどといった話については、これは1キロの区間について申し上げていることでございます。ですので、事業認可を申請しているのはあくまでも1キロの区間であって、残りの区間は話し合いを進めながら検討を進めている段階にあるということでございます。

構成員O: 今のは、こじつければそういう答えかと思います。ですけど、文面では、要するに1キロに限る話は1個も出てこないんです。無理に解釈すればそういうこじつけもできるかも。では、続きの文章「延焼遮断と地域の防災の向上する」これは1キロだけの話なんですか。ほかの杉並なんかでは延焼遮断帯は寄与しないんですか。安西さん、私達の都市計画提案の延焼遮断帯で効果ありと反対していますよね。これは延焼遮断帯に関係するというのは、外環の2すべてについて言えるんじゃないですか。練馬の1キロだけが効果が

あるんですか。おかしいんですよ。

要するに、この文章には1キロの区間に限って何とか申請を受けてくださいという、そういう言葉が1つも入ってないんですよ。これは訂正しなきゃ、まずいんじゃないの。そういうことで、大畑さんに聞きたいんですけど、これは受けた人は9キロの中の1キロ、そういう意味合いというのはよくわかってオーケーしてるんですかね。出したほうは、9キロ、ポンと認可したように、この申請書では見えるんですけど、どうでしょう。

司会: では、大畑さん。

大畑: あくまで1キロに限って、事業地もきちんと明記されてございますので、 1キロということで審査をして認可をしたということです。先ほど構成員O さんの中で、それより南の区間も含めているのではないかということでした けれども、仮にそちらの南の区間も認可を受けようとすれば、また認可申請 書等々が必要、手続が必要になりますので、今回は1キロ区間に限って認可 されています。

司会: 構成員 I さん。

構成員 I: まだ大畑さんに、僕が最初に質問したことに答えてもらってないんだけど、安西さんの言ったことは、間違っていないようで間違ってるんですよ。それは、9キロについて都市計画のネットワークに入っているということは、それは当たり前のことでしょう。最初にそういう計画したんだもの。そんなことを改めて言わなくて、それで9キロについてはどうするか、まだ決まっていませんということであれば、1キロも認可できないはずなんだよね、どう考えたって。そんな法律も関係なく、理屈で考えれば、話し合いしてるのに、一部だけ、全部やるかどうかわからないのに、認可するなんてあり得ないでしょう、理屈から考えて。あり得るの。さっき、あなたが言ったことは違うと僕は言ったんだよ。まず、一旦答えてもらおう。

司会: では、安西さん。

安西: 大泉の1キロの区間ですけれども、きょう、お手元に計画概念図というものをお示ししておりますけれども、こちらの図面です。大泉区間の地上部街路と申し上げますのは、高速道路の外環の整備に伴って、地上部の土地の取

得が必要な区間とほぼ重複いたします。そういった意味では、杉並区域の区間はすべて大深度区間になりますけれども、この大泉の区間は杉並の区間とは全く異なりまして、そもそも高速道路の外環を整備するために地上部の土地を取得しなければならない、そういう場所でございます。そういった特殊性があるというところを何とかご理解いただけないかというふうに思います。

司会: 構成員 I さん。

構成員 I: 安西さん、何度もしゃべるんだけれども、全然むだなことばかり言って、 全然理屈になっていないんだけど、そんなこと誰も聞いていないんですよ。 必要だったら買えばいいんですよ。外環について必要であればね。

僕たちが言っているのは、外環の2で話し合いをしている最中に、外環の2として買うのは、買うというか、事業認可して、それを事業にしていくのはおかしいでしょうと言っているんでね。こんなことわかってるじゃないの。あなたも大畑さんと同じように言うけど、わかっていて、ごまかしてるんだと思うんだけど。そんなの当たり前じゃないの。話し合いしてるんだもの。だから、もし話し合いでうまくいって、やるようになったら、改めて買えばいいんで、今必要なところだけ買えばいいんじゃないですかって、前の小口さんが課長の時代に僕は話したんですけど、事業をやるようになったら、やればいいと思うんだけれども、物事には順番があるから。

安西さんだって結婚してるんでしょう。順番を持ってやってるでしょう、何でも。結納をやってから何とかをやるとかね。物事には順番があるんですよ。その順番を勝手に省いちゃって、それで省いたことを指摘したら、ごまかしの答えばかりするんではいけないですよ。話し合いにならないんだもの。だから、いろいろ言ってもみんなごまかしてばかり言ってるんだから、まず元に戻って、大畑さんのほうで、道路として一定の効用を発揮するために、実現できるという見込みをつけたんですかという指摘について、答えてもらってないので、それをちゃんと答えてもらえませんかね。今、裁判を起こしているんですか。行服、それとも普通の民事の裁判ですか。行政不服審査法による訴えだったのか、それとも普通の裁判ですか。前の議事録で、裁判中だから発言を差し控えたいと言ったけど、裁判は関係ないんだよね。発言に差し支えないから。今、裁判してるんですか。練馬区の住民も騙されたと思って怒って裁判してるんでしょう。そうじゃないんですか。そうだと言ってるよ。だから、それを答えてくれて、あとで大畑さんが質問にちゃんと答えてくださいね。もう40分経ってるけど、答えてもらいたい。

司会: 佐久間さん。

佐久間: 東京都が申請者になりますので、どうして1キロで効用をなすかということは、理由をつくって申請している側なので、ちょっと説明させていただき

ますと、見づらい部分はありますけれども、この緑色の部分が、先ほど安西が説明した外環の高速道路をつくるために用地買収をしなきゃいけない区間ということで、この緑の区間です。こういう部分がございます。それと、いわゆるシールドになって地上を買わなくても工事を進めることができるのは、こちら側になるのですけれども、この緑色側の区間については、用地を買収しながら工事をしなければならない区間、そのときに、こちらに、小さい字で申し訳ないのですけど、都道で土支田通りというのがございます。これが、この外環の高速道路の工事に伴って機能が果たせなくなってしまう。今、通行しているこの都道の機能を持たせない、保障しないことには、当然ながら、この道路を使っている人たちが使えなくなってしまいますので、それを機能回復する必要があるので、今回、1キロ区間においても、都道の確保という観点からは一定の効用があるということで、我々がこれまで1キロの必要性ということを説明させていただいているところでございます。

司会: まずは構成員 I さん。

構成員 I: だったら、土支田通りに都市計画決定でもして、事業認可すればいいじゃないですか。今、やってるのは外環の2の話でしょう。だから、全然違うじゃないの。だって、外環の2の1キロをやらなくても、土支田道路の機能を確保できるわけですよ。別な方法だって、それだけで用地買収した、任意買収でも何でもいいじゃないですか。何カ所もあるというんだから。それをわざわざ外環の2を、決まってもいない事業認可する理由がないわけよ。それは、大畑さんに答えてもらってもいいですね、まずは認可したほうに。申請するほうも申請するほうだけど、認可するほうも認可するほうだから。幾らごまかしても、理屈になっていないじゃないですか、みんな話してるけど。ちょっとおかしいんじゃないですか。そんなことをやってるから、信頼され

司会: 佐久間さん。

佐久間: これについては、繰り返しになってしまうのですけれども、ただ、一般論 として説明させていただきますと。

ないんですよ、あなた方は。ちゃんと答えてくださいよ。

構成員 I: いや、一般論はいいよ。

佐久間: わかりました。では、それは避けて、このことについて1キロについて話させていただきますと、この区間において一方通行の狭隘な土支田通りとか井草通りがあって、その外環の整備によってどうしてもそういうのが分断されてしまう。それを機能回復するという観点と、歩道を備えた安全性の観点から、往復2車線のちゃんとした道路をつくる必要があるということで、都道として整備することにしていた。

あと、もう1つあったのは、外環本線にまたがる、当然、用地がすっぽり

かかっている人もいるでしょうし、中途半端にかかっている人もいると思います。それが例えば外環にもかかっていて、外環の2にもかかっているというような方もいらっしゃる中において、その方の生活再建等を考えると、「俺んちは高速の都市計画で売ったけど、そのあと外環の2はどうなっているんだ、結局そこで再建したって、都市計画制限がかかってるんじゃないか」ということがどうしても生じてしまうというようなこともあり、ただ、一方で地元からそういう声もあったというようなこともあり、全体としてこの区間について、一定の効用をなす、この外環の大泉ジャンクションの整備に伴って、一緒に合わせてやったほうがいい区間だということで、この部分については切り離して、事業認可の申請をさせていただいたということでございます。

司会: では、構成員 I さん。

構成員 I: それは、土支田道路はそっちの都市計画道路の話で、外環の2はこれから つくるやつだから、それの話ではないでしょうと言ってるんですよ。だから、 既存の都市計画道路が通れなくなるとか、そういうことがあって、効用を発 揮できないのであれば、それは別に、さっき言った地主さんが、片方はかかって、片方はかからない。だって、公共用地なんかは、一遍に買って、残地 が出てくるのはどこでもあるじゃないですか。何でここだけ、残地が出た場 合には外環の2を無理無理にやるんですか。だから、あなたの言ってること は理屈になってないよ。外環の2の話をしてる。だから、その通りは確かに 不便なんだから、つくればいいじゃないですか。都計道路の土支田とか、も う1本のを。

それから、構成員Oさん、認可の図面か何かもらったんでしょう。あの図面なんかは、むちゃくちゃな図面じゃないですか、事業認可の。

構成員O: ちょっと今のことで説明したいのですが。

構成員 I: ある情報のもとじゃないけれども、事業認可の添付図面があって、見たんだけれども、あれはインターチェンジよりも複雑で、ごちゃごちゃ、鼎みたいな、ごとくというのかな、あれみたいな形になっていて、あそこに行ったら交通事故を起こすようなところを認可してるんですね。こんな練馬に自動車の迷路をつくるんですか。おかしいですよ。そういった道路を認可すること自身おかしいけど、そもそも認可がおかしいんだけどね、そもそもが。

それについて、さっきから言ってるけど、全然理屈にも答えにもなっていなくて、日本語を並べただけでね。小口さんも言ってたけど、小口さんも何を言ってるかわからなかったけど。だから、また同じことを繰り返されると腹が立つんだけれども、都市計画道路の既存のやつのところだけ、必要なところだけやればいいじゃないですか。何で余分なことをやるわけ。

しかも、それについて練馬の方が、騙されて裁判を起こしているというでしょう。こんなばかな話はないでしょう。あなた方は、自分の理屈だけ、少しでも、1でも理屈があれば、10ぐらいに言って、住民のほうが10の理屈があったから、全部1ぐらいのごまかしをする、そういう感じです、今まで話し合いをしていると。それでいて、話し合いの会というけど、話し合いになっていないじゃないですか、全然。話し合いさせないように、今までも一般論、一般論って、道路の効用ばかりいろいろ説明して長くやって、僕たちの話し合いの、話し合いをするということができていないんだよ。ですから、僕は前回に、僕たちみんなで話し合いしましょうと言ったんですよ。それからです、話し合いが始まったのは。

だから、練馬のほうで練馬の住民の人をごまかして、都計道は迂回するけど、できるようになっちゃったから、ちょっと元気が出て全部ごまかしてやろうとしている、そういうふうにしか思えないんです。

構成員T: そうよ。ほんとに。

構成員 I: だから、今、順番に答えてください。効用だって、はっきりしていないよ。できる見込みがないんだもの。それは、今できるやつが、工事をやると、止まってしまって、それをちょっと迂回すれば、それは効用を発揮するけど、それと外環の2は関係ないでしょう。何でそんなことで、佐久間さんともあろう方がごまかすんですかね。

構成員M: ちょっといいですか。

司会: さっき、構成員〇さんに言ったので。構成員〇さん。

構成員O: 構成員Iさんが大きい図面と言われたのは、実はこういう大きな図で、東京都でつくった建設局の図面なんです。練馬ジャンクションの最新版の図面なんです。尺度500分の1。こういう地図があるので、私は事務局に今日の会場にこういう地図を貼って、それで説明してくださいとお願いしているんです。ところが、どうしてもこれは開示請求したものだから見せられないというので、いや、こういう場所で見てもらうべきじゃないかと主張したんだけど、結局断られています。ですけど、きょうお願いしたいのは、やっぱりこの地図を掲示して、こういう場所が最高に活躍する場所だと思うんですね。何で最新のジャンクションの様子がみんなに見せちゃまずいのか。逆に、今、我々が見ているパワーポイント図面は、あれは国交省が非常に苦労してつくった概念図という図面で、数年前のものです。でも、あれは私はこれから質問をぶつけるのにちょうどいい図面なので、置いておいてください。

こちらの図面は、ぜひ佐久間さん、これを貼らせてみんなに見てもらいたいんですけど、どうでしょうか。都庁へ行ったときにはだめだと言われたんですけど。じゃ、もう1枚、これもお願いします。

構成員T: いいのに決まっているじゃない。

構成員O: 何でいけないのか、理由が立たないでしょう。まさに都市計画の道路をど うして、これをどういうほうに持っていこうかというときに、今の話、私は 2番目の質問でこのことをアピールして貼ってもらって、二百何戸という数 を聞こうと思っていたんですよ。でも、さっき出ましたので、これはまさに ちょうど打ってつけなので、ぜひお願いします。だめなんですか。そのあと、

続けてまたやりますから。何でだめなんですか。

構成員T: 何でダメなの。おかしいよ。おかしいよ。何だか。

司会: 安西さん。

安西:

今、ここに掲示されている図面ですけれども、これは構成員Oさんご自身が建設局に対して情報開示の手続をとって入手された図面ということですね。そうしますと、情報開示請求というものの中で使用目的など記載があったんだと思うんですけれども、こういった形で使用するということは想定しておりませんで、ただし、閲覧されたい方は当然、東京都のほうにお越しいただければ閲覧できますし、あるいは写しの交付はできます。ただ、こういった形での使い方ということで写しをお渡ししているわけではないと思うんですけれども、そういったことで。

構成員A: 何でここで公開するのがまずいの。

構成員O: 今の安西さんの話はおかしいと思います。大体、みんなに協力を求めて何とか実現したいという道路ですよね。こんなのは開示請求させて出すのがおかしいんですよ。開示請求に相当するということ、こんなのは、欲しいと言ってくれたら、ただでどんどんあげて、大いにPRしてくれと、そのくらい言うくらいでなければだめじゃないですか。これを金を出して、あなただけしか見ちゃいけないんだと。私はそうとしても、東京都からこの会場に来るときには、建設局から借りてきて、この図を杉並の会場に貼ってあげようと、そういう気持ちになればいいんじゃないですか。開示請求なんか関係ないですよ。ということで、非常に閉鎖的な、できるだけみんなに知られたくない。じゃ、安西さん、外さないとだめですか。きょうのこれから話をする上で、外されちゃうそうですから、外す前にちょっとみんなに見ておいてもらいたい。

構成員T: 外さないでこれでやって。

構成員O: それで、この黄色いところが外環の2、グリーンが本線、それで向こうに 道路がいっぱい出ているんです。ゴルフ場の中に細い道があるようなもので す。緑が全部緑地。幅が78メートルあるんです。歩道幅が36メートル。もの すごい道路ですよ。だから、これが本当に公共のニーズにかなっているのか どうか。そうやって立ち退かせてゴルフ場をつくっているわけですよ。

そんなことで、これは今、外環の2が最終的に一番へりのほうを通るらしいんですね。

構成員 I: あれで運転したら事故を起こしますよ。

構成員O: それではまずいから、そういうことを言う人が出るから貼っちゃいけないんだと、こういうことだと思うんで。じゃ、中島さん、悪いけど、それを外してください。私、この図面を添付させて、申請する東京都の姿勢について質問いたします。まず、安西さん、この申請書の中で、今、言葉では佐久間さんが話されましたけど、この1キロだけどうしてもこういう理由で急ぐんだという理由を挙げましたね。これは申請書に何で入っていないんですか。それをひとつ答えてください。そういう感じのことは何も書いてない。外環の2というありふれた申請理由にしてるんですね。1キロという特殊な事情、そういう理由は何もないんです。その理由を答えてください。

それから、2番目。この申請書は、東京都でも、都庁は非常に大きいですから、建設局の三環状道路整備推進部で起案しています。こちらに来られているのは都市整備局なんです。仲がいいか悪いかわかりませんけれども、要はお隣の局なんですね。それで、2番目の質問は、この起案は建設局だけれども、こういうのを出すよというときには建設局から都市整備局に相談があったんですか。まず、あったのかどうか。

それから、あったのなら、都市整備局が、いや、それはまずいよ、俺たちは今、住民の皆さんと必死になって、どういう道路にしようか話し合いの真っ最中なんだ、だから、その話が終わるまではちょっと待っててよということを言ってくれたんですか、言ってないんですか。あるいは、全然そういう話がなしに、出し抜けに建設局がフライングしてこれを出しちゃったんですか。

今、東京都のパンフレットがありますね。ちょっと今、出てこないんだけど、東京都は7ステップを踏んで、外環の2を決めますと言ってるんです。それで外環の2をつくりますと言ってるわけですよね。そういう東京都のパンフレット、平成20年3月に出たものです。7ステップの内のまだ3ステップ目で止まっていますね。だから、建設局はそんなに急がない。これです。こういうパンフレットの最後の頁に7つのステップが出てるんです。7ステップ終わったらやるというのに、途中で止まってるんですよ。

建設局の人に、今、都市整備局で一生懸命、住民の皆さんとどういう道路 にしようかと模索してるんだと。そういうのが固まるまでは待ってよという ことを言ってくれたんですか。あるいは全然声を挙げるチャンスがなくて、 建設局は出しちゃったんですか。2番目の質問はそれです。それの東京都の 内部事情について答えてください。 構成員M: ちょっと言わせてください。

司会: 先に構成員Mさん。

構成員M: 全部関連なんだけれども、大畑さんも佐久間さんもいらっしゃる前なんだ

けれども、練馬区の外環道本線の対応の方針のところに、取り付け道路をつけますということで土支田通りと全部国の案が出ているわけです。だから、別に東京都が焦らなくても、対応の方針でこういう道路をつくりますということを国は言ってるんだから、それはそれでよかったと思うけれども、その

返事は、明確な返事はまだもらってないんです。

それから、佐久間さんがさっき答えた中で、ちょっとひっかかったのは、外環本線で買われて、また外環の2で買われてということは、外環の2は当然つくるという前提の話でしょう。話し合いしてるのに、外環の2は当然できるんだから、外環で一遍買って、外環の2でもう一回買うのは面倒くさいというお話だと思うんだけれども、それも話の中にちょっと矛盾があるような気がします。これは全部、構成員Iさんの関連だから、関連で聞いたあとで、そのあとは構成員Iさんから聞いてください。

司会: 佐久間さん。

佐久間: まず、この掲示されてしまった図面でございますが、そういう情報開示条 例に基づいて情報公開請求をして出された図面だというふうに認識しておりますが、もともとこういう目的で開示していない以上、こういう場で掲示す

ることはできませんので、これについては外させていただきます。

あと、先ほど構成員Mさんから面倒だからという話がございましたけれども、ここについては、先ほど申しましたとおり、外環の高速道路のジャンクションを整備するために用地買収をしなきゃいけない区間です。そういうところで、どうしてもそういう影響が出てきてしまうという特殊性を考慮して、この1キロについて事業認可申請したということでございます。だから、それをもって、別にこのほかの残りの区間をステップに基づかないでやるというわけではなくて、ほかのところにつきましては、ちゃんとしっかりステップに基づいて我々は議論していきたいと思っていますし、ここ杉並においてもそうさせていただいているつもりでございます。

司会: 構成員 I さん。

構成員 I: 佐久間さんの話も全然説明になっていないし、理由になっていないんですよ。そういうことで、そういうというのは、指示代名詞を使ってはっきり具体的に言わなきゃならないんです。だから、既存の道路の話であれば、それは既存の道路に基づいてやればいいんですよ。外環の2の話をしてるんですよ。だから、外環の2でなきゃ土地は買えないんですか。買えるでしょう、

任意買収で。ほとんど収用せずに公共用地なんか任意買収してるじゃないの。

だから、必要だったら任意買収すればいいじゃないですか。それで外環で問題であれば、外環でもって土地を買えばいいんであって、ほかの都計道に影響が出るのだったら、都計道としてやればいいじゃないですか。まだ決まってない外環の2でやっちゃいけないと言ってるんです。何でそのことを明確に言ってるのに、のらりくらりごまかすんだろうね。あなた、わかってるはずだよ。

構成員T: おわかりですか?

構成員 I: しかも、さっきの図面だって、あんなのは事故を起こしますよ。ものすごい複雑な、インターチェンジよりも複雑だもの。大体道路というのは、もっと簡単でなきゃいけないんです。どこに行ったら向こうに行けるかというのがはっきりしてなきゃいけない。あれだったら、わからないじゃない。迷路になるわけよ、迷図。だから僕は練馬区に巨大自動車迷図公園をつくってると思ってるんだけど。そんなことをやって、しかも、見つかったら、待ってくれ、待ってくれと言って、ある日突然あんなのができたら、みんな驚くよ。そういったことをきちんと説明してくださいよ。

さっきの説明も、これで1時間たつけど、まだ大畑さんの答えは終わって ないんだよ、僕に対して。

構成員A: 早くやりなさいよ。

構成員 I: 言ってもらえば、ある程度は専門的なことはわかりますから、合っていることは、ああ、そうですねと納得しますよ。全然納得できないんだ、さっきからの説明では。しかも、それが、本当にわからなくて、ばかで説明しないのなら、まだしようがないから許すけれども、わかっていてごまかしているから、いけないと思うんです。

構成員A: それは司会者はちゃんと司会者として指導しないからこういうことになってるんだよ。

構成員 I: 司会者だって東京都市大学の専門の助教授をやってるんだから、どっちが 正しいかわかると思うんだよな。別にやみくもに反対するんじゃなくて。だ から、ちゃんときちんと答えて、ああ、やっぱり行政の方は大変だなと納得 すれば、どんどんやっていけばいいしね。今、納得できないし、納得する以 前に、話し合いしてるから、これからどっちにするか決まっていって、話し 合いの結論が出るんだから。その後、話し合いの結論を無視してどうするか というのは、行政権限になるかもしれないけど、話し合いの結論が出ていな いうちに、勝手に決めるのはいけないでしょう。そうでなければ、話し合い をして、皆さんどうお考えですかということを聞く意味がないじゃない。

構成員T: そうですよ。しっかりして下さいよ。

構成員 I: 大体、あなた方のやり方っておかしいんだよ。今回の話し合いでも。何か

僕たちが反対運動をしていると、そういうような一般的な住民運動みたいな感じになっていて、いわゆる住民運動というのは、多くの人というか、サイレント・マジョリティというけど、大部分の人は黙っていて、うるさい反対派だけがギャンギャン騒ぐ。うるさい反対派はノイジー・マイノリティと英語で言うらしいんだけど、僕らはノイジー・マイノリティじゃないんだよね。だって、僕たちはあなた方に、区民の多くの方が代表して意見を言うのに、反対者を選んだわけではなくて、抽出してやったわけでしょう。大衆の意見というものは、それが出るように人選したんじゃないですか。この人選のシステムからして。

だから、僕たちはノイジー・マイノリティじゃないんだよね。住民の意見を代表してるんだよ。その代表の場で、ほとんど反対意見ばかりじゃないですか。そういう意見も聞かないで、話し合いの時間をなるべく少なくして、長い説明ばかりしてるじゃないの。今回だって、あんな明快なことなのに、1時間たってもちゃんと答えてくれないじゃないですか。ちゃんと答えになっていれば、わかりますよ、そんなのは。だから、答えてください、最初に戻って。第1ページに戻って。大畑さんと、あと、佐久間さんは答えることはあるのかな。大畑さん、答えてください。

司会: 申請側と認可側ということですよね。

構成員 I: 何で1キロを認可して、どうして道路の効用を発揮しているかということです。

司会: 大畑さん。

大畑: まず、前回の話し合いの会でもご説明申し上げましたが、私は事業者を代表して外環国道事務所から参ってございまして、認可をしたのは関東地方整備局の建政部でございます。一応、人格は違いまして、そちらの認可のほうを確認した上で、現在、事業者から申し上げられる範囲で先ほど認可の要件をご説明したところでございまして、これ以上はちょっと私のほうからは申し上げられません。

構成員 I: だから、さっきから壊れたレコードだと言ってるんですよ。あなたが言ってる、説明した範囲については、要件を満たしているかもしれないけど、法律では、認可要件を満たしていれば、それは認可しなければならないと書いてあるから、しなきゃならないんだよね。してもよいじゃなくて。だけど、満たしていないじゃない。道路としての一定の効用を発揮する区間について、完了する見込みがないじゃないですか。1キロをやっただけで。ほかのをもう少しやって、道路として十分完了する見込みのある事業の効用を発揮する見込みもついたわけですか。だって、話し合いしてるんだから、ついてないということでしょう。それにもかかわらず認可したのはおかしいと言ってる

ので、そのことについては全然答えてないんだよね、さっきから。

あなたの言ったことは、その限りでは合ってるんだけど、僕の質問してるのは、その外を質問してるわけですよ。あなたが答えるようなことは質問してないよ。こっちだってわかるんだから。それで、何度も言ったように、私は答えられませんと言ったんだけれども、じゃ、担当者の認可した部署を連れてきてくださいと言ったら、これは2回にわたって延ばしているじゃないですか。それもおかしいんじゃないの。連れてくればいいじゃないですか。

構成員A: 何しに来たの、今日は。

構成員T: おかしいよ、あなた。意味がわかってないの。

司会: 個人攻撃はやめてください。

構成員M: 公人として来てるんだから、個人攻撃じゃないだろう。

構成員 I: 個人攻撃じゃないよ、そんなの。個人攻撃というと悪いことみたいだけど、

今のは個人攻撃じゃないよ。公人として来てるんだもの。

司会: 不規則発言は……。

構成員 I: 不規則発言? だって正しいことはいいじゃないか、少しぐらい。話し合いしてるんだもの。じゃ、ちゃんともう一回答えてくださいよ。答えられな

いんだったら、答えられないでしようがないから。

司会: 大畑さん、お願いします。それと、別途、東京都のほうですね。

構成員A: 答えさせなさいよ。

大畑: 私がお答えできる範囲では、先ほど申し上げたとおりで、これ以上は答え

られません。

司会: 佐久間さん。

構成員A: 何しにきたのここへ。

佐久間: 先ほど構成員Oさんからのご質問をいただいた残りの分ですが、当然、建

設局は事業者として事業認可申請をしたということでございますけれども、 その事前に相談があったのかということでございますが、当然ながら、一緒 に連携しながらやっていますので、その区間については特殊事情があるから 認可申請したいという話は、調整した上でございます。ですので、ここはど うしても本線整備をやる上で一体的にやらないといけなかった区間というこ

とで事業認可申請していったということでございます。

構成員O: じゃ、これはステップは飛ばしていいと言ったんですか。7ステップまで、

まだ途中で3で止まっているのを、そこだけは特別に順序を外れるけれども、

それでもいいよと言ったんですか。

佐久間: そこにつきましては、外環整備のジャンクションを整備するために、どう

しても用地買収しなきゃいけない区間とラップしていますので、そのときに、

本線整備に伴って、多分、前任の小口からずっと言ってきていますけれども、

歩道がなくなってしまうので、その機能をちゃんと確保しなきゃいけない。 あとは生活再建の外環のために売る方にとってみても、そういうのがはっき りしないと売れないという事情もあった。そういうようなこともあって、こ の区間についてはこういう経緯で事業認可を取ったということでございます。 あと、先ほど1キロの理由というのがございましたけれども、言葉で書い てないじゃないかというのがあったかと思いますが、事業認可申請の当初の 全体としては、先ほどの図面もございましたが、中身の数字も含めて、1キ ロのものということで事業認可をしていますので、そこにつきましては誤解 のないようにお願いしたいと思います。

司会: 構成員Mさん。

構成員M: 3つあります。まず、大畑課長に対してなんですが、第8回の議事録の38ページ、大畑さんが「まず、本省ではなく、許可権者として許可したのは関東地方整備局の建政部です」と答えたので、そのあとで構成員 I さんが、ちゃんと行って聞いてきてくれと言ったんですね。大畑さんは頭がいいから、そういう説明をして構成員 I さんが納得するかどうか、理解して聞いてくるのが当然なんじゃないですか。だったら、これは前回の38ページから一歩も進んでないということじゃないですか。

それから、もう1つ、大畑さんから返事をいただいていないのは、対応の 方針で取り付け道路をつくると約束していたのは、何で東京都に任せちゃっ たかという質問に答えをもらっていませんね。

それから、佐久間さんなんですが、ちょっと誤解がありまして、さっき貼った紙の黄色い部分と青い部分のことのダブリという質問をしたんです。杉並区、武蔵野市のことでなくて、青いところと黄色いところがある。黄色いところはまたあとで買うことになったら悪いから一緒に買うとおっしゃったのは、黄色も買うという前提でしゃべっているんじゃないのという質問をした。話し合いをしているうちに、外環の2はつくるというのは当然ということで説明をなさったなということ。

最後に、開示請求で出したんじゃここに貼れないのであれば、恐縮ですが、 次回、今、構成員Oさんが貼った図面を東京都から参考資料として貼ってい ただくことを希望いたします。

司会: 大畑さん。

大畑: まず、1点目ですけれども、私は前回は建政部に確認することなく私が答えたものでございまして、今回の回答につきましては、建政部にも確認して先ほどのようにお答えしてございます。構成員Iさんからは、要件を満たしていないんじゃないかというご指摘でしたけれども、認可者としましては、法令に基づいた要件にのっとっていると審査をして許可を出したものでござ

います。

それから、2点目の対応の方針で、国がつくると書いてあるではないか、 それを何で都に投げたのかと、そのようなご指摘だと思いますけれども、対 応の方針はそもそも国だけではなくて、都と国と共同で出しているものでご ざいます。それから、国でつくるというふうに明記もされていなかったと思 います。

司会: 構成員 I さん。

構成員 I: だから、大畑さんの答えに対して、要件を満たしていると判断したんだけれども、だけど、この部分については要件を満たしていない、つまり、事業の実現性について疑問を投げるんじゃないかという趣旨で僕は言ったわけですね。道路としてだったら、部分的なところができたって、道路の効用を発揮しないから、ある一定の区間の道路として効用を発揮する区間について実現できるという見込みがあったんですかということに対しては、これも都市計画事業の認可要件に入ってるんですよ、事業の実現の見込みがあることというのは。だから、要件を満たしていないじゃないですか。何遍も同じことを言ってるんだけど。満たしていないよ。それについて答えてもらいましょうかね。

構成員O: 今のに関連して。

司会: 構成員〇さん。

構成員O: これは前回、構成員Iさんが発言されたと思うんですけど、私も全く答えてくれていないと思うんです。今、大深度地下について、公告縦覧図書ということで、7区市すべてで今度大深度地下を使うことになりました、申請書類はこれですというので、相当量の書類が出ていますね。国交省が出していますね。その中に、外環本線は大深度地下を使うことになりましたと。大深度地下を使う必要性はこうこうこういう理由で必要なんです、これしかいきる道はないんですという言い方で書いてあるんです。これは要するに、こういう理由で大深度地下に持ってきましたと。ですから、地下しか道はないんですと。地上にはとても考えられませんと、そういう文章なんですよ。

ですから、前回だったか、構成員 I さんが言われたのは、国交省さえあきらめて地下に入れたと。地上の買収は無理だと。そういう判断をして、やむを得ず高架式が地下に入ったわけですね。そういう経過がありますね。その経過を踏まえて、今度は大深度地下もいよいよ申請に入ったということで、一般住民には大深度地下をわざわざ使わなきゃいけない理由はこういう理由なんだと、得々として書いてある。そうすると、高架のときは3,000軒立ち退きだった。大深度地下を使うといって非常に頑張ったので、立ち退きは1,000軒に減った。杉並区も武蔵野市も残り2,000軒の中に入ってるんだと。

立ち退きはないんだと。ありがたく思いなさいと書いてあるんですよ。

ところが、片方では、今度、弟分の東京都が国交省に、いやいや、我々はどうしても地上に道路をつくりたいんですといったときに、それはよしておけ、あきらめなよ、俺でさえあきらめたんだから、無理だよという話に普通はなると思うんですよね。よしよし、東京都ならできるかもしれない、やってみなと。じゃ、判こを押すよということで押したのか。

だから、構成員Iさんの疑問を端的に言うと、用地買収は地下しかできないから地下に入った。だけど、兄貴分の国はとっくにあきらめた。弟分の東京都は、いや、とにかく俺たちは何でも頑張って買収をしてみせるよと。じゃ、やってみなというので判こを押したのかもしれないんだけど、そういうことで構成員Iさんは実現性の見込みがないんだと。国があれだけ頑張ってそういう判断に立ったんだから無理じゃないのと。おかしいじゃないかと。それが事業性の問題でそういうことをもろもろ検討して、判こを押したんだと言われるけれども、大畑さん、その1件に限ってどうですか。立ち退きは東京都は可能だと、大畑さん自身もそう思っているんですか。

国は当初、高架道路をやりたい。私も個人的には善福寺の池が涸れなくて済むんですよ。だけど、今度、地下にしたことによって、善福寺池も井の頭池もみんな涸れちゃうんです。そういうことで私は個人的には今でも地上の高架式にすべきだと思っていますよ、どうしてもやるなら。地上でも反対ですけど。ですけど、今の構成員Iさんの質問に端的に言えば、国が買収できなかったものが、何で東京都なら買収は可能になるんだと、そういう判断に立った、その判断根拠を、今日、この場で説明することになっていたんじゃないですか。

構成員T: そうです。そうです。

構成員M: 国がね、この場で説明することになっていた。

司会: 先ほどの2番目のやつですね。大畑さん。

大畑: まず、大畑はどう思うんだということを構成員Oさんはおっしゃいまして、まず私個人の見解を述べる場ではないので、私の個人的な見解ではございません。それから、繰り返しになりますけれども、そもそも判こを押したということは、やれやれと尻をたたく意味で、推進とかそういう意味で認可をしたわけではなくて、あくまで認可者として、法令の要件等々にのっとっているかどうかを審査して認可をしたものでございますので、ちょっとご認識が違うのではないかと思います。

司会: 構成員 I さん。

構成員 I: それはね、大畑さん、屁理屈というものだよ。公共事業をやっている元締めの官庁なんだから、国土交通省はね。だから、その辺はそんな、これはこ

れ、我々は我々なんて、そんな理屈に合わないようなことをやっちゃだめなんですよ。きちんと国の下に地方公共団体がつながっているんだから、それで一体的に公共事業をやってきているんですから、その元締めとして、筋道の通ったわかりやすい判断で、間違っていれば、間違っていることを指摘しなきゃいけないんですよ。それがそんな、答えられないからって、ごまかしみたいな言い訳をして、おかしいですよ、それは。

僕は、国にしても都道府県にしても、公共事業については信頼していない人が多いんですけど、信頼できるようなことを今までやってきてるんですよね、建設省も都道府県も。それはやっぱり日本という国土が7割が山でしょう。3割の大部分は人が住めるところで、沖積平野で、非常に地盤が安定していないんだよね。ヨーロッパみたいに砂礫層じゃないですからね。だから、あと、川が流れて、橋がいっぱいできるし、そういうところでこれだけの人間が住むんだったら、昔、内務省の土木課から始まって、戦災復興院ができて、建設省になって、ずっと都道府県も含めて、公共事業をしっかりやってきたから、これだけ経済発展したんですよ。だから、その功績というのはあるんですよ。それはみんな認めなきゃいけないんだし、あるけれども、でも、今回、ここのところがおかしいんですよ。そういう功績があるからって、ここは許すという話ではないでしょう。税金を使うところなんだから。

あなた方については、税金で使ってるから、使った金を回収するというコスト意識がないものだから、どんどん使っちゃうんだよね、大体が。単年度主義だから、予算が余ると、今度財務省が予算をつけてくれないから、余ったら無理に使ったりするでしょう。ああいうことが、一生懸命やっている仕事の7割、正しい仕事の7割をやっていても、2、3割はどうしてもそういうことをやったりとか、あるいは、役人の組織だから、権益の確保とか、組織の維持とかいうことで、予算は減らさないようにしたりとか、ちょっとよこしまなところも働くんだ、2、3割は。だけど、7、8割は頑張ってやってきたから、これだけ日本は発展したと思うんですね。この住みにくい国土で一生懸命頑張って、最初は治水だったわけでしょう。最初は河川局が頑張って、その次が道路局が頑張って、大畑さんなんかは道路局にいるんだと思うけど、功績は認めるけど、今回についてはおかしいですよ。だから、東京都がおかしいことをやったら、とめなきゃ。あなた方はできなくて地下に潜ったんですから。

しかも、急ぐ理由、急ぐ理由とかいう話だと、構成員Oさんの話と矛盾しちゃうんだけど、急ぐんだったら、40年もほうっておいて今さら急ぐという話じゃないんだよね。だから、ゆっくりやればいいんだ、1キロのところも。40年も50年もかかってやってきたんだから、今さら急ぐんじゃなくて、手順

を踏んで、住民に話を聞いてるんだから、終わってからやればいいじゃないですか。それで必要なところを買って、既存の道路の機能を保障すればいいじゃないですか。それは理屈だと思うんだよね。

僕は結構韓ドラの歴史物が好きで、見てるんですけど、必ず決まったセリフで、「私、何か間違ったことを言いますか」というセリフが出てくるんだけど、僕は間違ったことを言ってるかね。

司会: ご意見はよくわかりました。

構成員 I: ご意見じゃない。まずは答えなきゃいけない。司会者だってわかるだろう。 どっちが悪いか。

司会: 悪い、悪くないじゃないと思うんですね。要は、ご質問に対して答える。 それで皆さんが必ずしも納得するかしないかはまた別問題だと、そういう理 解です。

構成員 I: いや、それは司会者としてだめだね。なぜだめかというと、納得しているか、していないかって、その質問に対して答えてないと言ってるんだよ。答えていれば、納得するかしないかはそれはあるかもしれないけど、答えてないじゃないですか。

構成員A: 答えさせなさいよ。

構成員 I: だって、この部分については許可要件に合っているから法律に基づいてこれは要件に合うから許可しますと。でも、僕はこの事業の実現性というか、効用を発揮すべき事業について実現はないんじゃないかということについてどうなんだと言ったら、それについてはさっきから1時間半たっても全然答えてないんだよ。それも都市計画事業で、事業の実現性というのを判断することになってるんだから、許可の要件の中の1つに入ってるじゃない。だって、道路としての効用性を発揮するような事業の実現がなければ、許可しちゃいけないんですよ。だから、そのときにちゃんと効用を発揮するような事業について実現する見込みがあったら許可すればいいじゃないですか。何か間違えていますか。

司会: ご意見、よくわかりました。

構成員 I: ご意見じゃないでしょう。あなたはやけに今日張り切ってるけど、大畑さんに聞いてるんだ。

司会: いやあ、別に張り切ってないですけど。

構成員 I: いや、張り切ってるよ。間違って張り切ってるよ。

司会: ただ、私が整理しちゃいけないかもしれませんが、要は建政部が判断した というお答えだったと思うんですね。堂々めぐりになってるような気がしま す。まず、構成員Oさんの質問の3番目の次回に貼ってもらいたいというの を。 構成員A: 大畑さんに答えさせなさいよ、最初に。

司会: ちょっと待ってください。順番にやりましょう。

構成員A: 順番って、先だよ。大畑さんに答えさせるのが先ですよ。司会者、ちゃん

とまじめにやりなさいよ。

司会: 大畑さん。

大畑: 実現性というのは、恐らく今後の予定とか工程、スケジュールというところで、法第61条で書いてある事業施行期間が適切であることというところを指していらっしゃると思います。そちらも手続や法令に違反しないこととか、都市計画に適合していることとかももちろんですけれども、そういった施行期間が適切であることも要件として適当であると審査をして認可をしてござ

います。

構成員 I: それは間違えてる。それは1キロだけじゃないか。

司会: それじゃ、佐久間さん、お答えください。

佐久間: 先ほど構成員Oさんから大深度の利用をめぐって、用地買収ができないか

ら地下にしたんじゃないかとか、いろいろ話があったと思いますが。

構成員O: それは国の資料に書いてあるということですよ。

穴を掘って進む方法ができてきた。

佐久間: はい。だけど、そこはその部分だけではなくて、私はもともと、12年のころからこの外環にずっと携わってきていまして、そのときの経緯から申しまして、本来はこの場は杉並の地上部について話し合う場だから、話すつもりはなかったんですけど、誤解のないように申し上げておきますと、もともと41年のときには高架構造、高速道路は上の構造で計画決定されていました。その後、なかなかそのまま事業を進めることができないという状況が続いてきた中において、土木技術の発展とかでトンネルというのがだんだんできるようになってきた。また、トンネルも用地買収を伴って開削ボックスというので、上から箱をつくる構造から、シールドトンネル、要はもぐらのように

そういった技術の発展を踏まえると、そういう構造的なのも採用できるのではないかということと、それが高架構造に比べて騒音とか振動とか環境の面でも、トンネルにすることによって大気とかも集約して処分することができるといったこともあって、地下構造を採用していくべきではないかということで、平成13年に計画のたたき台を出させていただきました。その後、よく「沿路環境に配慮し」という言葉を我々は使っていますけれども、その言葉の意味には、大気とかそういったものへの配慮、一般的な環境への配慮というのもございますし、周辺環境に与える影響ということで、当然ながら事業をやることによって移転を伴いますので、そういった軽減を図るという観点も含めて、できる限り深いほうがいいだろうということで大深度地下とい

うものを採用していこうということで、平成15年に方針を出させていただいて、以後、環境に与える影響はどうなのかとか、そういうことをずっと調査をしながら手続をとらせていただいて、今に至っているわけでございます。

ですので、ただ単に用地買収ができなかったからあきらめて大深度にした ということではございませんので、そこだけは事実関係はよくご存じいただ けたらなというふうに考えております。

司会: 構成員 I さん。

構成員 I:

それは本当は佐久間さんが答えることではないと思うんだけど、大畑さんが答えることだと思うんですけど、それは間違いだと思いますね。だって、用地買収ができないから地下に潜った以外に考えられないですよ。まず第一、大深度で40メートル、50メートルというのも、さっき僕が言った所有権を回避するためにやって、法律では結構いい加減になっていて、申請をすれば、使用権が先に発生しちゃって、あとから、補償する内容があれば補償しますって、変な法律になっているでしょう。だって、所有権は地球の中心まであるわけですから、だから、せっかく地下に潜っても、地役権を設定しなきゃならないでしょう。だから、地役権を設定すると、へその曲がった人が、影響がなくてもいやだといって反対したら、地下に潜った意味がないから、大深度法なんて変な法律をつくって、申請したら、使用権が勝手に発生しちゃうようになっていて、あとで補償する内容があれば補償しますと。補償する内容なんか、こっちが立証しようとしてもなかなかできないですよ。へんてこりんな法律なわけですよ。

環境問題というけど、環境問題だって、将来どれだけ影響があるかといえば、今、原発の問題があって、車のエンジンを内燃機関でやっていてストップしているけれども、大体、将来的には燃費が10分の1になるから、流れは大体電気自動車です。一旦止まっただけなんですよ。だから、環境なんかほとんど関係ない。第一、地下は危ないんですよ。事故が起こったら全部やられちゃうんですから。メンテナンスもかかるし、アプローチも悪くなるでしょう。地上へのアプローチは、ずっと深く行かなきゃいけないじゃないですか。大体どこを走っているかもわからないね。普通道路で地下がいいなんて、もともと常識に反するんだ。さっきのは全然屁理屈ですよ、僕に言わせれば。だから、それは間違いで、そんなことを言っても理屈にならないから、単純に地下に潜ってやったのであれば、地上部はなくなるというのは理屈からいってもそうだって、この間、話ししましたよね。あれはどこか間違ってるのかな。

それで、もう1つは、もっと早くあそこに制約が進まないうちに地上部で やればよかったのにということで、今やったら、文章では忘れたんだけれど も、今、あそこの地権者の人、3,000戸の人たち、みんな高齢化してるんですよ。だから、構成員Tさんもそうならないでしょう。今から構成員Tさんなんかが生活再建といって幾らお金をもらって補償されても、ほかで建て直すっていうのは難しいですよ。だから、構成員Tさんがまだ40か50ぐらいのときにだったらいいんだけど、もっと早くやればよかったんだ。だから、ここに住んでいる人たちがみんな死んで、孫の代になったら地上部をやるという、そういう案もあるかもしれないぐらいです。

だから、それだけほっぽいておいて、ほっぽったら、住民と行政のほうでもあれが合わなかったんだから、やむを得なかった部分もあるんだけど、それは事実として捉えて、今の時点で考えればちょっと無理だなということを。しかも、国土交通省も、最近はやるところが減ったせいか、何かわけのわからない。第一、もともとこれはNEXCOがやることになっていましたよね。もともとはそうでしょう。道路公団がやることになっていたやつを、新直轄というか、変なまがい物みたいにやってるわけでしょう。だって、税金で国土交通省がつくるのであれば、本当は料金を取れないわけなんだ。ところが、料金を取るために、ほとんどをつくって、舗装だけ、本当の設備の一部だけNEXCOにやらせて、それで料金を取るというシステムでしょう。これもまた変じゃないの。やってることがみんな。

だけど、せっかくつくって、こんな高いものをつくったら、料金を取らないと国が破産しちゃうから、取ってもいいと思うんですけれども、でも、やっていることはごまかしですよ。

余計なことを言ったけど、さっきに戻ると、佐久間さんの言ったことは理屈に合っていないということなんです。納得はできない。それで、大畑さんの言ったことも、説明したけど、納得する理由になっていない。だから、話が全然進んでいないんです。ということを意見として言っておきます。

司会: 構成員 O さん。

構成員O: 私も構成員Iさんと同感で、佐久間さんのお話はそれなりにお聞きしましたけど、これはきょうのスケジュールで言うと、4番の「質問に対する回答」の中で、いろいろ佐久間課長ならご存じだろうと思って聞くつもりをしていますので、そこでまた改めてやることにします。

それで、構成員Iさんからのあれは、なかなか大畑さんからいただけないので、やっぱりこの場でも私は、具体的には立ち退きの実現する可能性、それが1つのいい具体的な例だと思うんですけど、もう一度さいたま新都心までお出かけいただいて、建政部の方に、住民がうるさくて、そういうことを聞いているんだと。どうして俺たちがあきらめたのが東京都ができるか、それを可能性を再度聞いてくるように言われたんだということで、もう一度宿

題にして、きょうは持ち越し事項3つのうちの1つ目なんですよ。2つ、3つまだまだあるんで、大畑さん、宿題でどうですか、今のことで。これ以上答えようがないと何回も言われているんで、これ以上無理だと思うので、もう一回建政部に聞いていただいて、どうして東京都ならできるように見立てたのかということで、それを次回の宿題ということにしていただいて、私は次の持ち越し事項の2番目に、さっき安西さんが言いかけたほうに進めてもらったらどうかと思うんですが、どうですか、構成員Iさん。いいですか、宿題にして。

構成員 I: 宿題でいいです。

構成員A: その前に、1つ、私ちょっと言いたいことがあるんだよ。

司会: では、構成員Aさん。

構成員A: 大畑さんはいろいろな点で、あくまで法律に合致したから認可したと言われましたけど、都市計画法のたしか13条には総合的、一体的とあるんですね。 1キロとほかのところ、話し合いをやっている部分、1キロ部分だけについて認可した、これが一体なぜ都市計画法上、総合的、一体的に合致するのかどうか。どう見たって、これは都市計画法に違反しますよ。ですから、そういった点、もう一度言います。1キロ部分を事業認可して、ほかではまだ話し合いをやっている最中、これが都市計画法上の13条の総合的、一体的開発、これにどういう形で合致するのかどうかということ、それは私とすれば非常に納得いかない。だから、もしそういうことについてきちっとあなた自身が次回までに、構成員Oさんが出した宿題について答えられないのなら、次回はあなたは欠席して、答えられる人間がそこに座ってください。でなきゃ意

構成員O: 建設部の人を呼んでください。

味ない。

構成員A: あなたはもうそこに出るべきじゃない。ちゃんと答えられる人間がそこに 座るべきだ。あなたの役目は終わった、はっきり言って。

それから、司会者もちゃんと司会者として回答するように仕向けるので、 あなたが意見を言うべきじゃない。あなたがわかっても意味ない。あくまで も質問した人が納得するように意見を出せるように主導するのがあなたの司 会者としての役目ですから。

司会: わかりました。それでは佐久間さん。

佐久間: この会を設置している事務局としてちょっと発言させていただきますと、 今、別の者を連れてこいという話がございましたが、この話し合いの場とい うのは、あくまでこの杉並地域の地上部街路について話し合う場ということ で設置させていただいております。その中で継続して議論するためにメンバ ーを固定させていただいて会を開催させていただいております。そういった 趣旨からすると、ほかのメンバーを連れてくるということではなくて、この メンバーでしっかり議論していくというふうに考えておりますので、その部 分については何卒ご理解のほどお願いしたいと思います。

司会: 構成員 I さん。簡単にお願いします。

構成員 I: 簡単なことを複雑にしているだけです。それはだめですよ。そんな趣旨を勝手にやったら。話し合いをしてるんだから。話し合いで大畑さんは答えられないと言ってるわけだから、だから、答えられる人を連れてくるんです、組織として。メンバーを固定とか、そういう問題じゃないんですね。話し合いの場だもの。だから、きちんと話し合うためには、必要なところへ出てきて、それで答えて初めて納得するんですよ。大畑さんは答えられないと言ったんですから。本当は答えられなくても、さっき構成員〇さんが言ったんですけど、建政部から聞いて、それで聞いた答えをちゃんと出さなきゃいけないんです。それで僕が、ここからここまでについて全体的なことについてどうかという判断じゃなくて、ここについては認可要件に合っている部分がほとんどで、一部分だけ、これについては認可要件に合っているかどうかということを聞いて言ってるんですから、その部分について答えてもらいたいわ

だから、認可したんだから、うそでもいいから、ある程度、合ってるに決まってるんだから、だけど、肝心なところが、話し合いの会をしている、その話し合いの会の結論によってどうするかという、これから決めるときに、決まる前に決めちゃうことはおかしいということの論点で言ってるんですよ。それも言い逃れするだろうと思って、僕は一定区間でちゃんとやっているんですか、それは都市計画法で一般論としてもやらなきゃいけないんじゃないですかって、逃げ道をふさいだんだよね。逃げてばかりいるからさ、都も国土交通省も。だから、それはちゃんと答えてもらうためには、必要なところが出るべきなんですよ。あなたのは全然理屈になっていないよ。お願いします。

司会: それでは、先ほど構成員Oさんの話もありましたので。佐久間さん。

佐久間: 事務局として言わせていただきますと、先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、今、構成員 I さんからもありましたので、それはしっかり国土 交通省の機関として大畑さんにもう一度、建政部のほうに確認していただいて答えてもらうということで対応したいと思いますけれども。

構成員 I: そのことに限って答えてくださいね。またごまかして答えるんじゃなくて。

佐久間: ごまかしているつもりではないのですけれども。

構成員 I: つもりはあるよ。

けですよ。

佐久間: ないです。

構成員I: ないと言ってるだけだよ、言葉で。 構成員T: 私に言わせて。おかしいんだよな。

司会: 構成員Tさん。

構成員 I: ごまかしていないと言えば、ごまかしていないことになるんじゃないんだ

よ。ごまかしていることになるんだ。

構成員T: ごまかしてないって大畑さんおっしゃるけれど、だけど、私たちが言って

いることの意味がわからないの? 今これは外環の2のお話し合いをしてるのに、どうして1キロだけ認可したのって、その答えを言えばいいのよ。そんな、受け付けるときにちゃんと書類がそろってたからなんだって、そんなの私たちの全然わからない人だって、事務につけばわかりますよ。だけど、そうじゃないでしょう。今、話し合いしてるんだから、まだ外環の2をやらないで、やらないで、こんなに無駄なことはないでしょう。地下をやったら、また地上をやるって、同じところをやるなんて、東京都と国と違うからって言うけれど、同じよ。まだ何年も続いて、私は本当にしゃくにさわるのは、いやいやながら地下に承認したのよ。それをまた上をやるなんて。それでまたあなたが、練馬の地区だけ1キロを許可して、書類は合ってるかもしれないけど、意味わからないの? わかる? わかってるのなら、しらばくれてるということよ。そうしたら、あなた、今度出てきてもいいから、ちゃんと答えなさいよ。

やっぱり話し合いというのは、全く、あの人たち、役人でも、納得いく話をしてくれれば、私たちだってそんなにいろんなことを言いませんよ。構成員Iさんが言ってることなんて、まるで手に取るように教えて言ってるのに、あなたはどうかしてるんじゃないのと私、思った。そう思わない? ちょっと答えて。

大畑: 要するに、何をもってこの1キロ区間を認可したのか、その要件をもうちょっと詳しく聞いて。

構成員 I: 要件じゃないよ。理由だよ。要件は向こうで出してるんだから。

大畑: 法令にのっとって、認可者としては、いろんな要件がございますので認可 しているところでございまして、その審査の過程でどのように審査をしたの かというのは、より掘り下げて確認してまいりますので。

構成員 I: そうですね。事業を認可した判断基準。しかも、そのうちのここの部分が おかしいと指摘しているから、そのようにちゃんと答えてくれればいいんで す。

構成員T: 今度言ったら間違いなくきちっと書いておいで。じゃなきゃわからないんだから。

構成員M: 構成員 I さん、議事録に残らないから、もう一遍はっきり今のことを言っ

て議事録に残したほうがいいよ。

司会: そうですか。構成員 I さん。

構成員 I: 答えるときに、要件をどうこうと言ったけど、要件じゃなくて、認可基準があるから、それにきちんと合っているかということをもう一度チェックすることと、僕がこの点について事業の実現性が見込まれないのにやったんじゃないか、どうなんですかということについて、きちんと答えてくださいよと言ったわけですね。道路を認可したんだから、都市計画道路としての効用

が発揮できない部分については、認可しようがないと思うので、そのことを

改めてその箇所についてきちんと説明してくださいということでね。

抽象的に、いろいろ見たら全部要件に合っていましたというのは、これは、 大体認可というのは形式審査だから、ある程度要件が合っていれば認可しな きゃいけないというのは僕も知ってるんです。似たようなところでやってい たわけだから。そんなことをいちいちケチつけてるわけではなくて、住民の 人たちは一生懸命考えて、それでここに来て真剣になってやってるんだから、 あなた方なんかは2年たったら交代するけど、前の人だって交代したわけで すからね。ここに来た以上は、住民が真剣になって聞いてるんだから、真剣 に答えるということをしてくれということですよ。いいですか。

司会: それでは、議事録に残したということで。それでは東京都のほうから、次のほうの説明ですね。安西さん、お願いします。

構成員M: その前に1つあるんじゃないですか。さっき貼った地図を……。

安西: 図面の件については、作成したのが我々都市整備局ではなくて、建設局と

いう部署でもありますので、持ち返り検討させてください。

構成員 I: 1点だけ。

司会: 構成員 I さん、簡単にお願いします。

構成員 I: さっき、図面ね、違反じゃないけど、勝手に貼っちゃったということみたいなんだけど、見た感じからしますと、あれは道路としての体をなしていないんですよね。あれだと、事故ばかり起こっちゃってね。普通は事業認可申請する前に、図面というのは大体警察協議をして、警察の交通部門と協議して、それで図面にして認可申請するんだけど、あれは警察協議を終わったん

ですか。

司会: それでは、安西さん。

安西: これも大変申し訳ないんですけれども、こちらの事業は東京都建設局とい

う部署で進めております。これも持ち返り確認させてください。

構成員M: 一言。

司会: 構成員Mさん、一言。

構成員M: 今の安西さんの検討していただく2点、次回のときに来て、だめでしたと

言われては困るので、できるだけ早く、例えば前回の9月17日の会議のあと、 一番早く来た資料は9月28日。だから、超特急で打ち合わせして教えてくだ さい。だめだった場合は何か考えなきゃいけないと思うんですね。以上。

司会: わかりました。それでは、2つ目のは。

構成員A: ちょっと一言。図面についてですけれど、構成員Oさんが自分のお金を出 して所有権として持っているわけなんです。先ほど、東京都のほうも認識し たと思うんですけど、所有権というのはいかなる処分も自由なわけです。そ れで、一番大事なのは、図面に基づいて皆さんがこれから住民の協力を得て 買収しようとするときに、なぜ非公開にするのか。ですから、つくった道路 も非公開にする、一切見させない、通させない、それならわかりますよ。と ころが、最終的に公開するわけでしょう。自動車を通すわけでしょう。オー プンにするわけでしょう。そのためには住民の協力が必要なわけですよ、買 収にしろ。なぜ一番の原図を非公開にするのか。そういった点、あくまでこ ういった情報はすべて共有財産なんです。あなた方は行政の秘密とか何とか って、今、騒ぎになっていますけど、あくまで公文書というのは国民の共有 財産です。アメリカでは昭和の初めから完全公開ということが決定されたわ けなんです。一体、道路をあなた方は非公開でシートをかけて、つくったあ と、記念碑にするのか、どういう目的なのか。司会者、あなたも司会者とし て、これを外させる云々なんて、そんなことにやってたら、進みませんよ。

司会: いや、どうやら法令上の問題があるようでしたので。

構成員A: いや、法令上云々って、あなただってプロの都市計画のほうの専門者でしょう。ですから、あくまでこれは一番の原図であって、これから住民の皆さんの協力を得て事業を進行しようとしている、それに対して司会者として適切な処理だとは私は思えない。

司会: もういいですか。

構成員O: いや、今、安西さんが説明されることについてちょっと兼ね合いがあるので。

司会: もう時間がかなり来ていますけれども、説明する時間がありますかどうか。

構成員〇: ちょっと一言。

司会: 本当に簡単にお願いします。

構成員O: これから安西さんが移転戸数を説明してくれると思うんです。これは8-3の資料を見てください。そうすると、本線にかかるところが290戸とか、これは安西さんが説明してくれるんですけど、この数をカウントしたのはこの地図からなんです、多分。この地図しかないんです。外された地図。だから、安西さんに、みんなに説明するのに、やむを得ずこれを使うことになると思います。この地図でしか数えられないんです。ですから、地図なしで

290戸は納得いなかい。以上です。

司会: それでは、安西さん、ご説明をお願いします。

安西: それでは、3番の「前回からの持ち越し事項」の黒丸の2番目、事業認可 区間における移転戸数についてご説明いたします。

資料なんですけれども、構成員Oさんから資料6-4-1という資料が提出されているかと思います。大変恐縮なんですけれども、この図面が最もわかりやすいと思いますので、この図面を用いて説明させていただきます。

構成員O: ただし、それは正確ではないですよ。それは間違いを指摘されているんで すよ、都庁のほうから。事務局から。

安西: 一旦説明させてください。まず、高速道路の外環にかかる用地取得件数でございます。こちらは、上の図面の赤い部分の範囲になりまして、約290軒となります。また、地上部街路にかかる部分ということで、実はここはややこしいんですけれども、下の図面になります。つまり、高速道路の外環のみにかかる部分が赤い部分、それに加えて地上部街路にかかってくる部分が黄色の部分、この黄色の部分にかかる用地取得件数が90軒となります。

今、双方の2つの計画線にまたがるというご説明を差し上げてきたところかと思うんですけれども、高速道路の外環と地上部の街路にまたがってかかっている方が、その90軒のうち40軒という形になります。ですので、O構成員から6-4-1の中で、赤い部分が40軒、黄色い部分が50軒という形に表記がありますが、これは以前、こちら側から説明した説明の方法がちょっとうまく伝わらなかったのかなというところで、赤い部分が290軒、黄色の部分が90軒という形になります。以上です。

司会: 構成員0さん。

構成員O: 今、資料番号は8-3です。ここに出ている数字でちょっと質問ですけど、私のへたっぴいな図面で、上に書いた赤いところ、これは私が本線のエリアだなと思ってつけたところなんです。ここが290軒というんですけれども、質問ですけど、赤いところから黄色いところにまたがる家もあるということですね。そのまたがるほうは、この290軒に含まれているのか、含まれていないのか、どっちですか。

安西: 含まれています。

構成員O: そうしますと、赤と黄色と合計何戸ですかというときには、290と90を足 すんじゃなくて、290から、その下にはかからないのだから、またがらない ほうだから、50軒ですか。290と50を足して340戸が総戸数ですか。

安西: 概数でそういう形になります。

構成員O: 概数でね。わかりました。この290というのは、小口さんのときには一回 も出なかったんです。きょう初めて発表された数字です。説明が悪かったよ うで、と言われたが赤いところはわかりませんという、小口さんからはそういう答えだったんです。それで、あなたがあんまりしつこいから、そこに書いたように、建設局に行って直接聞きなさいと、そういうふうに議事録に書いたはずだと言って。議事録には幾ら探してもないんですよ。だけど、そういうやりとりが、少なくとも佐久間さんが来られる前の第1回から第7回の話し合いの会まで、全部そういうやり方で来ていた。全く意味のない話し合いの会だったと思っているんですね。

そういう意味で、これはそこに書いたように、こういう例は小口さんが早とちりして、非常に事実をずらした格好でやりとりをしている。だから、答えが得られずして、非常に時間ばかりかかったと、こういう1つの大きな例です。

ですから、これで移転戸数についてはわかりましたけれども、先ほど説明はあまりなかったですけど、この図面は黄色いところの塗り方が足りないところがあるよとか、いろいろ言われたんです。ですから、あまりよくないんです。細かいところですけどね。でも、ちゃんと東京都でこれだけ立派な計画図があって、あれは私はこんな図面を見ないから、やむを得ず自分でつくったんです。だから、こういう図面があるんだったら、この図面で説明したほうがいいと思うんですけど、なぜこれを見せちゃいけないのかがわかりません。

これは、その次の問題でも使いたいと思って、そこで提起しようと思っていたんですけれども、これは建設局とよく相談して、次回からでも貼れるようにしてほしいと思っています。

それと、この申請書の中に、外環の2は建設費のことが出ていて用地買収で47億円と出ているんですよ。33年までに建設の費用は。そうすると、結局、これを戸数90戸で割ると、1戸当たり大体5,000万、それが1戸にかかる平均買収費用かなというふうに読んだんですけど、そういうことでしょうか?トータルで47億円となっています、用地買収費が。黄色いところです、外環の2ですから。黄色いところでの費用、これがトータルで90戸。部分的にかかっているのも含めて。それがトータルで47億円だそうです。以上です。

司会: 佐久間さん。

佐久間: 今の1戸当たりという話がございましたけれども、それはあくまで今の時点で事業を始める前に把握している、恐らくそうだろうという数字でございまして、実際は中に入っていろいろ調査しないとわかりませんので、その数字がひとり歩きしないようにだけご注意願いたいと思います。

司会: すみません。もう9時に近くなってしまって、まとめていいですかね。せっかくの意見を聞けなくて申し訳ない。すみませんでした。それでは、本日

のまとめをお願いします。

事務局A: 本日のまとめです。本日は、次第2では、第7回、第8回の議事録・議事要旨の確認についてということで、資料8-1、資料8-2、資料9-1、資料9-2について確認をしていただきましたので、公表させていただきます。

次第3の前回からの持ち越し事項等については、東京都及び国土交通省から回答を行い、意見交換を行いました。また、図面の掲載や、警察との協議 状況等については、確認の上、後日回答させていただきます。

次回は、議事録・議事要旨の確認後に、前回からの持ち越し事項等から始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局からの報告は以上です。

司会: 今のでよろしいでしょうか。構成員Mさん。

構成員M: 今の事務局がおっしゃった中で、大畑さんへの宿題というのが残っています。言わなかったよね。ついでに希望を言っておきますと、前回まで送ってくれた資料ってたくさん書いてあるんですが、日付を入れてほしいんですよ。これをそろえるのに、きのう、半日かかったもの。私の整理が悪いから、持っていた資料がめちゃめちゃになっちゃったし、早く送ってくださるのはわかるんですけど、4回ぐらいに分けて来たんじゃないかな、今回。

事務局A: わかりました。日付を入れた上で送付させていただきます。

構成員O: ちょっとお聞きしたいんです。

司会: はい。構成員〇さん。

構成員O: 国と東京都の方にお聞きしたいと思います。実は今、外環の大深度地下の使用認可申請書というものの公告・縦覧が行われています。それで外環のホームページからこういうような記事が出ていまして、文末に、大深度申請図書類だけじゃなくて、最後に、なお、併せて都市計画法に基づき、都市計画事業として施行するための承認及び認可についても申請しましたとありますね。そういう報告があります。

それで、ちょっと聞きたいのは、この都市計画については都市計画事業とのこれの承認及び認可の申請ですね。この書類というのは、今回の公告・縦覧には入っていないですよね。今回、公告・縦覧しているのは、大深度地下の申請書類だけで、このニュースでは、なお併せて都市計画法に基づき、都市計画事業として施行するために承認・認可の申請をしたということが出ているんですけれども、これは今回は、せっかくこういうことを申請したのなら、一緒に、申請書を出しましたから、意見を皆さん一緒に出してくださいと言えば、さっきの話は一遍に済む。ところが、これについては全然公告・縦覧してないですよね。大畑さん、してないですよね。我々が見ても、出て

ないんですよ。だから、これは二度手間じゃないかと。要するに、都市計画 事業として施行するために、これは東京都なんですか、こちらを受理するの は。承認及び認可の申請をした、それの書類というのが全然公告・縦覧の図 書に入ってないんですよ。これはまた別個のチャンスにやるというんですか。 ちょっとそのことだけ確認したい。

大畑: 確認ですが、外環の2に関するご質問ではないのでしたら、回答してもよ ろしいんですか。

構成員O: そうそう。別個です。でも、ちょっと待って。今のことについて。これであえて言いたいのは、きょうちょっと話ししたかったんですけど、そこまで行かなかったので。これは、きょう、佐久間さんに確認したかったんですけど、佐久間さんは平成11年から15年、外環の最初に起きたときの一番の担当で、よく活躍された方と聞いていますから、そのたたき台のときに、地上道路の外環の2のいわゆる広域機能は地下に入れると言いましたね。ですから、私は大深度地下というのは、何割かは外環の2に入っていると思っているんです。住民はそう信じています。住民は、地下化のときに、広域機能というか、広域機能を、狭いのも全部、とにかく印象としては外環は地下に入ったということで、みんなそう信じているんです。それで、東京都がその後、17年、20年にパンフレットはつくられましたけど、あれはつくっただけで都は自己満足して、住民には全然報告会がないんです。国主催のオープンハウスに置いてあっただけです。ですから、住民は外環の2が残っている。地上にあるなんていうことは全然知らないんです。

そういうことで、さっき、これは外環の2だから別だよと大畑さんは言いかけたけど、私は大深度地下、この中を通る車には外環の2の広域機能の車も含まれているので大いに関連があると思っているんです。その意味で無関係ではないということを私は言いたいんです。

構成員M: そばだから、ついでに一言言わせてください。

司会: 簡単に言ってください。

構成員M: 大深度の説明会のときに国交省からもらった資料なんですが、セットで中へ潜っている、附属道路も潜っているんです。だから、みんなは外環の2はなくなったと思ったんです。国交省の資料に書いてあるんだもの。しかも、スライドで。

構成員 I: 上に家が建ってる。

構成員M: 家が建ってるんだ。こういう絵は、外環の2がどこにありますか。これは

国土交通省が出した資料だよ。これが一般住民の素朴な理解です。

司会: 次回の開催時期について。

構成員M: あれっ、答えは?

構成員A: まだ答えてないよ。まだ。

安西: では、まず構成員Oさんのご質問に対してということで、都市計画事業承認・認可という手続も、大深度地下使用認可と併せて、今、事業者である国土交通省、NEXCOから申請があったところです。現在、大深度地下使用認可につきましては、大深度法という法律の定めに基づきまして、縦覧という形の手続をとっているところです。一方、都市計画事業認可については、認可申請書は国あるいは東京都に提出されているところですけれども、法の定めにおいて、そういった縦覧という手続はございませんので、併せて縦覧していないというのはそういうところでございます。

構成員O: 定めにないというのは理解できないんだけど、都市計画事業としてやると きには絶対必要なんじゃないんですか。

構成員 I: どこの都市計画事業か、言わなければ。

安西: まず、どの都市計画事業かというお話で、都市計画事業の範囲は、高速道路の外環そのものでございまして、16キロの範囲について事業承認あるいは事業認可の申請がなされたというところでございまして、O構成員の頭にあるのは、都市計画変更とか都市計画決定につきましては縦覧という手続が定められてございます。事業認可の申請については、その申請書を縦覧しなさいという規定は法にはございませんので、大深度法と併せてはやっていないというところでご理解いただきたいと思います。

構成員O: じゃ、やるつもりもないんですね、これから。

構成員 I: 都市計画事業の申請者は誰なの。

安西: 都市計画事業の申請者は、高速道路の外環を整備している国とNEXCO ということでございます。

大畑: 今ご説明にありましたのは、先ほど構成員Oさんがお示しになった附属資料に書いてあったもので、あれは外環の高速道路本線に関する大深度の申請しましたというのと、都市計画事業の承認・認可の申請をしましたというものですので、あれの申請者は事業者である国と高速道路会社です。

構成員 I: 国が申請というのは、誰が認可するわけ?

安西: 少しややこしくなりますけれども、事業者が国の部分については、事業承認をするのは国になります。事業者がNEXCOの部分については、事業認可を下ろすのは東京都となります。

構成員 I: 前に聞いたときに、別な質問をしましたら、大畑さんの前任者は国が施行する場合には国がもともとやるんだから、勝手にやるんですと言ったよ。認可とかそういう法手続なしに。直轄事業だから。直轄事業もいちいち申請して、自分に申請して、自分が認可するわけ? 国の直轄事業なんでしょう。そこのところをわかりやすく説明したほうがいいです。

佐久間: 多分、きょうの話も大畑さんの件でもいろいろあったと思うんですけど、 国も東京都もそうなんですけど、認可権者としての国土交通大臣もいれば、 事業者としての国土交通大臣もいる。東京都も同じなんです。事業者として の建設局の東京都知事の立場もあれば、認可権者としての都市整備局の都知 事もいる。そんな形で、権限に応じてちゃんと役割分担を決めて適切にちゃ んと審査しながらやっていくというのが行政としての務めですので、その役 割分担の中で、国土交通省の直轄事業の部分については、道路局でない国で ある別の部署がちゃんと認可の審査をするという手続になっています。そん な役割分担でしっかり決められたルールのもとでやっております。

構成員 I: それは都市計画事業としてではないんでしょう。だって、大畑さんの前任 の人が、直轄事業はそうではないと言ったんだ。

佐久間: もしかしたら、別の誤解があるのかもしれないので。

構成員 I: 手続が違うと言ったから、僕は、今言ったようなことをやっているかと思って、あまり重要でないから聞いたんだけれども、別なことを答えていたからね、あなたの前任者は。国の場合には、自分がやるんだから、自分に認可しませんと言ったんだ。

司会: それでは、次回の日程をお願いします。

事務局A: 次回の開催は、これまでと同様に日程調整させていただきたいと思います。 最後に、構成員、傍聴者の方も含めて、ご意見カードの提出をお願いいた します。提出は、出口にボックスがありますので、そちらに入れていただき ますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

司会: それでは、これで終了いたします。あまり先に進めなくて申し訳ありませんでした。それでは、どうも本日はありがとうございました。

(了)